平成２８年（フ）第１４４５号
大阪市西淀川区姫里２丁目５番８－402号
債務者　野中　裕二
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０２０号
大阪市旭区新森１丁目７番１－302号
債務者　湊　　達雄
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２１３号
大阪市此花区伝法６丁目３番３－420号
債務者　葛野　　進
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３４０号
大阪府三島郡島本町広瀬２丁目16番19号
債務者　半谷　博明（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４１１号
大阪市平野区長吉六反３丁目５番52－106号
債務者　河崎誠こと　河崎　　誠
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４３１号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番B34－306号
債務者　柱谷　佳世
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５０５号
大阪市住吉区我孫子東３丁目９番12号　我孫子ニチワビル２１号
債務者　和田隆子こと　和田　**隆**子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７９９号
大阪府門真市三ツ島６丁目１番６－102号
債務者　松岡　松次
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８４４号
大阪府箕面市坊島１丁目３番40号（201号）
債務者　福井　　勝
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８７２号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目19番16－101号
債務者　大山春美こと　崔　　春美
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８８８号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番４－702号
債務者　安田眞奈美
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９４２号
大阪市住吉区庭井２丁目21番５－106号
債務者　西**中**由利子こと　**西中**由利子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９４４号
大阪市平野区加美北８丁目19番３－204号
債務者　安田てるみこと　島瀬てるみ
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２号
盛岡市厨川２丁目１番34号、旧住所福島県郡山市新屋敷１丁目146番地　ロイヤルパレス富士406号
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２７９号
北九州市小倉北区木町４丁目９番７号
債務者　池庄司千壽子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５９号
北九州市八幡東区槻田１丁目３番５－501号
債務者　山中あさ子（旧姓細谷）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３７３号
北九州市門司区大久保１丁目13番８－110号
債務者　脇本　直美
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３８４号
福岡県中間市中間３丁目７番14号
債務者　坂本　　豪
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部